令和８年度　建設業法等研修会
経営事項審査

1　健康保険証の新規発行終了について

2　令和８年７月施行の経営事項審査の改正について

3　小型特殊自動車の所有確認書類

4　工事経歴書に記載した工事の確認書類について

5　配置技術者の重複について

6　経営事項審査における承継

7　注意事項・お願い

1　健康保険証の新規発行終了について

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了

経営事項審査への影響

◆６か月を超えて雇用されていることの確認書類

従前（令和7年12月1日以前を基準日とする審査）の場合

審査基準日時点で有効な健康保険証（写）で確認。
有効な健康保険証をお持ちでない場合は、
①雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
②住民税特別徴収税額を通知する書面
③賃金台帳（写）　等で確認。

令和7年12月2日以降を基準日とする審査の場合

上記**①～③等に加えて**
④審査基準日に対して適用年月が6か月より前の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等　で確認。

２　令和８年７月施行の経営事項審査の改正について

令和８年７月１日以降受審の経営事項審査が対象

①　担い手の育成・確保

建設業の処遇改善の原資となる労務費の確保・行き渡り等のための取組や、
CCUSの就業履歴の蓄積に関する評価項目を設定することが必要

「技能者を大切にする企業の自主宣言」の宣言状況について加点項目として追加

②　災害対応力の強化

能登半島地震の応急復旧工事での活用実績等を踏まえ、加点対象となる
建設機械を追加することで災害対応力強化を図ることが必要

加点対象機械の拡大

③　令和２年度の建設業許可要件の改正を踏まえた見直し

令和２年１０月に建設業許可・更新の要件に社会保険加入が追加され、令和７年１０月以降に経営事項審査を受審する企業は社会保険加入に係る許可要件を当然満たすことに

許可・更新時に確認がなされる社会保険加入に関する審査項目を削除

2　令和８年７月施行の経営事項審査の改正について

①「『技能者を大切にする企業の自主宣言』の宣言状況」に関する評価項目の新設とともに、
「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点の見直し
②「建設機械の保有状況」の加点対象となる建設機械の対象拡大
③「雇用保険の未加入」「健康保険の未加入」「厚生年金保険の未加入」に関する評価項目の削除

〈改正前〉

評価項目	最高/最低
W1：建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77/−120
①雇用保険の未加入	0/−40
②健康保険の未加入	0/−40
③厚生年金保険の未加入	0/−40
④建退共加入	15/0
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15/0
⑥法定外労災制度への加入	15/0
⑦若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2/0
⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10/0
⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5/0
⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15/0
W2：建設業の営業継続の状況	60/−60
建設業の営業年数	60/0
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0/−60
W3：防災活動への貢献の状況	20/0
W4：法令遵守の状況	0/−30
W5：建設業の経理の状況	30/0
監査の受審状況	20/0
公認会計士等数	10/0
W6：研究開発の状況	25/0
W7：建設機械の保有状況	15/0
W8：国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10/0
合計（A）	237/−210
W評点（A×10×175÷200）	2,073/−1,838

③ 削除

〈改正後〉

評価項目	最高/最低
W1：建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77/0
①建退共加入	15/0
②退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15/0
③法定外労災制度への加入	15/0
④若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2/0
⑤知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10/0
⑥ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5/0
⑦建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	10/0
⑧『建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言状況	5/0
W2：建設業の営業継続の状況	60/−60
建設業の営業年数	60
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0/−60
W3：防災活動への貢献の状況	20/0
W4：法令遵守の状況	0/−30
W5：建設業の経理の状況	30/0
監査の受審状況	20/0
公認会計士等数	10/0
W6：研究開発の状況	25/0
W7：建設機械の保有状況（既存の9機種の他に加点対象を拡大）	15/0
W8：国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10/0
合計（A）	237/−90
W評点（A×10×175÷200）	2,073/−788

① 配点見直し

① 新設

② 拡大

2　令和８年７月施行の経営事項審査の改正について

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況に関する評価項目の追加

現行

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(W1-10)

○審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事について、以下の全ての措置を講じている場合に加点
① CCUS上での現場・契約情報の登録
② 建設工事に従事する者がカードリーダー等によりCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

民間工事を含む全ての建設工事で実施した場合	15点
全ての公共工事で実施した場合	10点

改正（点数のみ）

新設

改　正

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

民間工事を含む全ての建設工事で実施した場合	10点
全ての公共工事で実施した場合	5点

令和8年7月1日を施行日とする改正

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況

○審査基準日以前に宣言し、ポータルサイトに宣言が掲載されている場合に加点

【宣言の必須項目】
① 労務費の確保・行き渡り等のための取組
② CCUSの活用（就業履歴の蓄積）
③ 宣言企業との取引優先

宣言した場合	5点

令和8年7月1日を施行日とする改正

2　令和８年７月施行の経営事項審査の改正について

建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度について

○ 自主宣言制度とは、建設企業が技能者の処遇改善の取組等を宣言し、それを可視化させることで 評価を可能にすることにより、受注機会の確保等につなげることを目的とした制度。

○ **自主宣言制度は令和7年12月12日より申請受付開始済**

自主宣言項目

必須項目

ア）労務費確保・賃金支払い等のための取組

＜元請事業者・下請事業者・発注者＞
- 労務費、材料費等の内訳を明示した見積書を作成すること
- 下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
- 技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと
- 担い手の育成に取り組むこと
- 国が建設工事に従事する者の適正な処遇の確保等を図るため行う調査に協力すること。

＜発注者＞
- 元請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること

イ）CCUS の活用

＜元請事業者＞

以下の①～③から、自社で取り組む内容を選択する（①又は②は必須。③は技能者を雇用している場合は必須。）。

① 全ての現場において、CCUS を利用する全ての技能者が就業履歴を蓄積するよう、必要な環境整備や履歴蓄積の促進に取り組むこと。

②CCUS を利用する技能者が就業履歴を蓄積できるよう、必要な環境整備に取り組むこと。

③ 雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと。

＜下請事業者＞
- 雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと。

ウ）宣言企業との取引優先

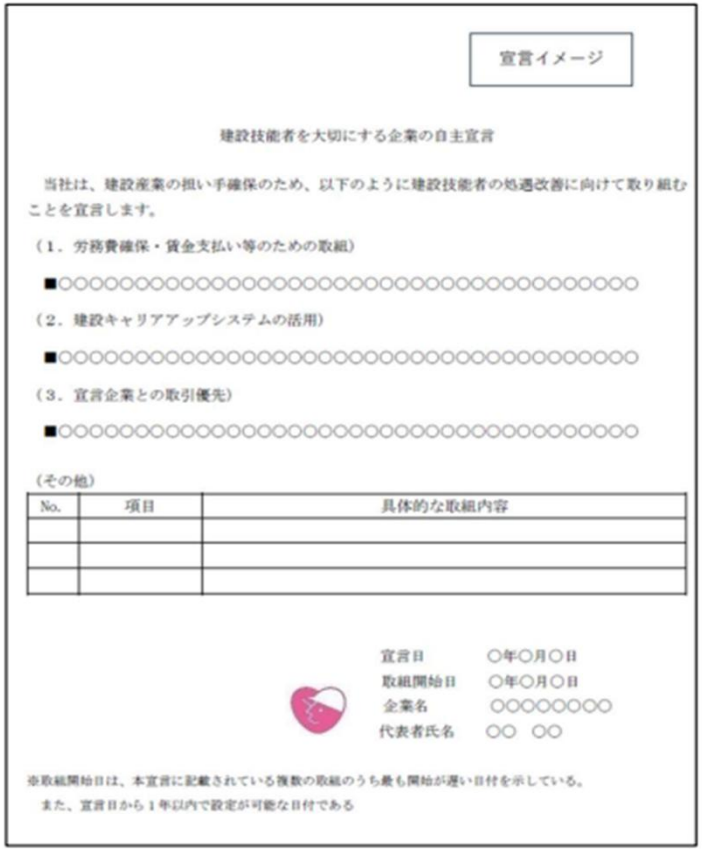
＜元請事業者・下請事業者・発注者＞
- 取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。

任意項目

＜元請事業者・下請事業者・発注者＞
- 生産性向上・外国人活躍・他の認定・認証制度を受けている等、各事業者が取組を自由に記載できることとする。



○自主宣言項目の内容に沿った宣言内容を記載
○宣言提出日となる「宣言日」を記載
○宣言内容をいつから取り組むかの「取組開始日」を記載し提出



宣言イメージ

建設技能者を大切にする企業の自主宣言

当社は、建設産業の担い手確保のため、以下のように建設技能者の処遇改善に向けて取り組むことを宣言します。

（1．労務費確保・賃金支払い等のための取組）

■○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（2．建設キャリアアップシステムの活用）

■○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（3．宣言企業との取引優先）

■○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（その他）

No.	項目	具体的な取組内容

宣言日　○年○月○日
取組開始日　○年○月○日
企業名　○○○○○○○○
代表者氏名　○○　○○

※取組開始日は、本宣言に記載されている複数の取組のうち最も開始が遅い日付を示している。
また、宣言日から１年以内で設定が可能な日付である

2　令和８年７月施行の経営事項審査の改正について

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に係る評価項目追加と点数配分の見直し

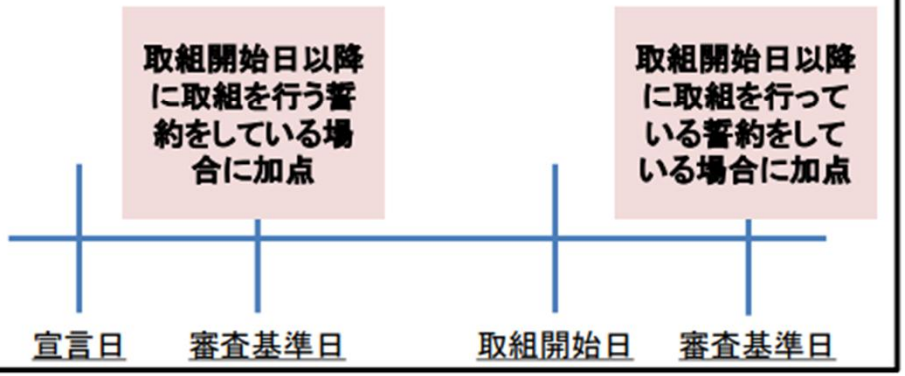
- 第三次・担い手3法の全面施行を受け、労務費確保等のための取組とCCUSの活用について積極的に推進することにより技能者を大切にする企業を評価する項目を設定することが必要。
- そのため、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況について以下のとおり加点項目として追加。

※追加に当たっては、CCUSに関する評価項目である「W1-10　建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分も見直し

概要

【加点措置の要件】
・審査基準日(※)が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること。

【誓約内容】
・自主宣言において設定した「取組開始日」以降において、宣言した取組を行う（行っている）旨の誓約



※経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日

点数配分の見直し

	W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況		W1-11 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況
	民間工事を含む全ての建設工事	全ての公共工事	
現行	15点	10点	―
改正案	10点	5点	5点（新設）

2　令和８年７月施行の経営事項審査の改正について

「建設機械の保有状況」の改正

○建設業者向けアンケートにおいて災害時における一定の活用実績が確認され、かつ、令和６年能登半島地震において活用実績が確認されたもののうち、定期検査による稼働確認等が可能な「**不整地運搬車**」「**アスファルトフィニッシャー**」を加点対象機械として追加。

特定自主検査　製造時検査又は性能検査　自動車検査

現行

- ショベル系掘削機 
- ブルドーザー 
- トラクターショベル 
- 締固め用機械 
- 解体用機械 
- 高所作業車 
- モーターグレーダー 
- 移動式クレーン（つり上げ荷重3t以上） 
- ダンプ（土砂の運搬が可能な全てのダンプ） 

不整地運搬車



・土砂の運搬等

アスファルトフィニッシャー



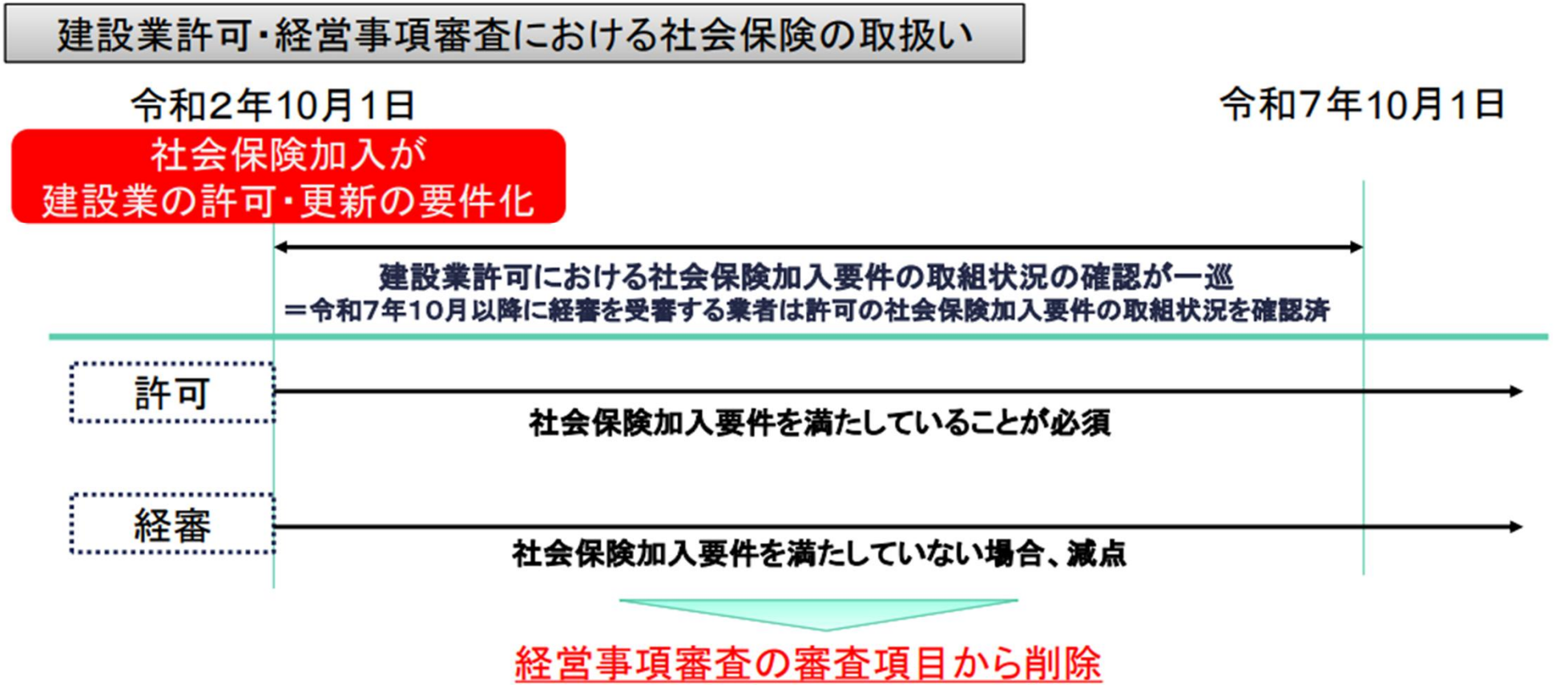
・道路舗装

〈参考〉
加点評価の方法：保有する建設機械の台数に応じて最大15点（14台以上保有する場合）の評価

2　令和８年７月施行の経営事項審査の改正について

「社会保険加入に関する評価項目」の見直し

〇令和元年度の建設業法等の一部改正により、令和２年１０月１日以降の建設業許可の要件に社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の加入が追加。
〇 建設業許可の更新期間が５年であるため、令和７年１０月１日以降に建設業許可を保有する全ての建設 業者は社会保険加入要件を満たすこととなる。
〇 現行の経営事項審査では、社会保険の加入状況について審査しているが、今後は建設業許可と重複し た内容の審査となるため、審査対象項目から削除。



2　令和８年７月施行の経営事項審査の改正について

「社会保険加入に関する評価項目」の削除

W1：建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

W_{1-1}～W_{1-3}

項目	評点
雇用保険の未加入（W1−1）	−40
健康保険の未加入（W1−2）	−40
厚生年金保険の未加入（W1−3）	−40

→ 審査項目から削除

（参考）
経営事項審査における評価：平成　6年　6月～　未加入を減点評価
平成20年　4月～　減点幅拡大（15→30）
平成24年　7月～　減点幅拡大（30→40）
平成29年12月～　W点の下限値にマイナスを設定

3　小型特殊自動車の所有確認書類

小型特殊自動車は、軽自動車税（種別割）の課税対象

＜現行＞

区分	所有確認書類
大型特殊 ※1	償却資産（固定資産）申告書
	売買契約書等
小型特殊	償却資産（固定資産）申告書
	売買契約書等

※1 小型特殊自動車の規格を超えるものは大型特殊自動車となる。

＜変更後＞

区分	所有確認書類
大型特殊 ※1	償却資産（固定資産）申告書
	売買契約書等
小型特殊	売買契約書等
	償却資産（固定資産）申告書 又は **軽自動車税納税証明書**

「建設機械の保有状況一覧表」の備考欄に軽自動車納税証明書に記載されている車両番号を記載のこと

小型特殊自動車の規格



4　工事経歴書に記載した工事の確認書類について

工事経歴書の確認書類

①工事請負契約書
②注文書＋請書
③工事内容及び入金がわかる書類
（請求書＋通帳（写）等）

工事経歴書に記載したすべての工事について確認

令和6年度から

工事経歴書に記載した請負金額の上位３件分（元請・下請合わせて金額の大きい順）の工事について確認

※工事経歴書の記載方法に変更はありません。

4　工事経歴書に記載した工事の確認書類について

CASE１．進行基準で記載した工事がある場合

（建設工事の種類）　土木一式 工事　（　税込　・　(税抜)　）

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記載） 主任技術者	監理技術者	請負代金の額	うち、(・PC)・法面処理・鋼橋上部	工期 着工年月	完成又は完成予定年月
和歌山県知事	元請	①	港湾整備工事	和歌山県 和歌山市	和歌山　太郎		レ	(33000) 56,000 千円	0 千円	令和　4年　2月	令和　6年　1月
かつらぎ町長	元請	②	道路新設工事	和歌山県 かつらぎ町	和歌山　次郎	レ		10,000 千円	0 千円	令和　5年　1月	令和　5年　11月
大阪建設	下請	③	トンネル工事	大阪府 大阪市	和歌山　次郎	レ		11,000 千円	0 千円	令和　5年　2月	令和　5年　9月
紀の川市長	元請	④	道路舗装工事	和歌山県 紀の川市	和歌山　三郎	レ		(7,000) 15,000 千円	0 千円	令和　5年　1月	令和　5年　12月
								千円	0 千円	令和　年　月	令和　年　月
			その他4件					17,885 千円	0 千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月

小計	件	千円	千円	うち　元請工事 千円	千円

合計	8 件	78,885 千円	千円	うち　元請工事 56,000 千円	千円

4　工事経歴書に記載した工事の確認書類について

CASE２．業種間積み上げを行う場合

		含めることができる専門工事
土木一式工事	←	（と）（石）（ほ）（しゅ）（水）（鋼）（解） ※（鋼）（解）については土木に関する工事に限る。
建築一式工事	←	（大）（左）（屋）（タ）（板）（ガ）（防）（内）（絶）（具） （電）（管）（鋼）（筋）（塗）（解） ※（電）（管）（鋼）（筋）（塗）（解）については建築に関する工事に限る。

（と）	←	（石）（タ）（解）
（石）	←	（と）
（屋）	←	（板）
（電）	←	（通）（消）
（管）	←	（絶）（水）（消）
（タ）	←	（と）
（鋼）	←	（筋）
（板）	←	（屋）

（ガ）	←	（具）
（内）	←	（具）
（絶）	←	（管）
（通）	←	（電）
（具）	←	（板）（ガ）
（消）	←	（電）（管）
（水）	←	（管）
（解）	←	（と）

積み上げ先だけでなく、**積み上げ元**の業種についても上位３件分の確認書類が必要です。

4　工事経歴書に記載した工事の確認書類について

CASE２．業種間積み上げを行う場合

工事種類別完成工事高付表

経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の完成工事高（積み上げ後）		左に含める完成工事高	
（審査対象事業年度）			
令和6年1月～令和6年12月			
土木一式工事	15，000千円	土木一式工事	10，000千円
うち元請	10，000千円	うち元請	7，000千円
		石工事	0千円
		うち元請	0千円
		解体工事	5，000千円
		うち元請	3，000千円
（前審査対象事業年度）			
令和5年1月～令和5年12月			
土木一式工事	20，000千円	土木一式工事	0千円
うち元請	3，000千円	うち元請	0千円
		石工事	3，000千円
		うち元請	3，000千円
		解体工事	17，000千円
		うち元請	0千円
（前々審査対象事業年度）			
令和4年1月～令和4年12月			
土木一式工事	10，000千円	土木一式工事	0千円
うち元請	0千円	うち元請	0千円
		石工事	0千円
		うち元請	0千円
		解体工事	10，000千円
		うち元請	0千円

積み上げる業種は
審査対象事業年度、
前審査対象事業年度、
前々審査対象事業年度
で統一すること

完成工事高が「０千円」の
業種についても、記載を省略
せず「０千円」と記載のこと

5　配置技術者の重複について

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）　（用紙Ａ４）

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　土木一式 工事　（　税込　・　税抜　）

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記載） 主任技術者	監理技術者	請負代金の額	うち、・PC・法面処理・鋼橋上部	工期 着工年月	完成又は完成予定年月
和歌山県知事	元請		港湾整備工事	和歌山県 和歌山市	和歌山　太郎		レ	(33000) 56,000 千円	0 千円	令和 4年 2月	令和 6年 1月
かつらぎ町長	元請		道路新設工事	和歌山県 かつらぎ町	和歌山　次郎	レ		10,000 千円	0 千円	令和 5年 1月	令和 5年 11月
大阪建設	下請		トンネル工事	大阪府 大阪市	和歌山　次郎	レ		11,000 千円	0 千円	令和 5年 2月	令和 5年 9月
紀の川市長	元請		道路舗装工事	和歌山県 紀の川市	和歌山　三郎	レ		(7,000) 15,000 千円	3,000 千円	令和 5年 1月	令和 5年 12月
										令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	千円	千円

配置される監理技術者等に専任が求められる工事

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、**請負金額が４，５００万円（建築一式工事９，０００万円）以上の工事（令和７年２月１日～）**

令和５年１月１日～令和７年１月３１日：４，０００万円（建築一式工事８，０００万円）

配置技術者の専任違反　　法第２６条第３項違反

営業所技術者等の専任違反　法第７条第２号又は法第１５条第２号違反

} 監督処分の対象

６　経営事項審査における承継

＜法人成り＞

１．被承継人が建設業を廃業すること※
２．被承継人が５０％以上を出資して設立した法人であること
３．被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
４．承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

＜個人承継＞

１．承継人が被承継人の配偶者または２親等以内の者であること
２．被承継人が建設業を廃業すること※
３．被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
（やむを得ない事情により連続していない場合を除く）
４．承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

（※）納税地の所管税務署長に「廃業届出書（控）」を提出していない場合、
完工高、利益額及び営業年数は経審上、引継ぐことができません

⑥　経営事項審査における承継

認可手続き後の経営事項審査受審日について

許可の承継認可を受けた場合、認可前の経審の有効期間を引き継ぎます。
よって、承継日を基準日とした経審を受審せずに、承継後初めての決算日を基準とした経審を受審していただくことができる場合があります。

（例）承継日：R8年9月1日　直前の経審基準日：R7年12月31日　決算日：毎年12月31日

・直前に受審した経審の有効期間（１年７か月）　➡　R9年7月31日
・承継後の決算日を基準日とした経審の受審予定日　➡　R9年5月15日
・R7年12月31日を基準日とする経審の結果通知書の発行予定日　➡　R9年6月下旬頃

結果通知書の発行予定日が直前に受審した経審の有効期間内（受審日から結果通知書発行まで１か月程度）の場合は、承継日を基準日とする経審を受審しなくてもよい※

（※）ただし、『和歌山県入札参加資格の承継手続きを行った建設業者』については、認可後「速やかに」承継日を基準日とする経営事項審査を受審する必要があります。
経審を受審するタイミングについて不明な点があれば、建設部又は技術調査課にご相談ください。

「申請書の記載が間違っていた」　➡　原則、再審査は行えません。

建設業法第２７条の２８
経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行つた国土交通大臣又は都道府県知事に対して、再審査を申立てることができる。

申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、申請者の責任に帰する案件は異議とは認められず、再審査の対象とはなりません。

◆再審査の申立てが行える場合

・行政（審査）庁側の誤り等により、結果通知書の内容が申請内容と異なる場合
　⇒結果通知を受けた日から３０日以内

・国土交通大臣が定める経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る）が改正された場合
　⇒当該改正の日から１２０日以内

申請内容に間違いがないか、よく確認してから申請を！

・各種証明書等の更新・入手は期限に余裕をもってご準備ください。

・経営事項審査定期申請の申し込み時期は県のホームページに掲載しております。
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/keisinn_top_d/fil/R8_keishin_schedule2.pdf

・やむを得ず定期申請の時期に間に合わない場合は、各振興局建設部又は技術調査課担当者あてご連絡をお願いします。